

知立市観光協会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、知立市観光協会（以下「協会」という。）が管理する財産、物品、印刷物等（以下「広告媒体」という。）に民間事業者等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 資産への広告の掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）は、観光事業の推進と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告掲載料の取扱い)

第3条 広告掲載料は、知立市の収入とする。

2 広告掲載料は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載対象)

第4条 協会の広告媒体に掲載する広告は、その対象とする者、広告掲載等の基準を広告媒体ごとに別に定める。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載の対象としないこととする。

- (1) 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はその恐れがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はその恐れがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性があるもの又はその恐れがあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 美観風致を害する恐れがあるもの
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (9) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認する恐れがあるもの等、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) その他会長が広告掲載等を行うことが不適切であると認めるもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置等は、広告媒体ごとに別に定める。

(募集及び選定)

第6条 広告掲載の募集及び選定の方法等は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載の取消し)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載等の期間中であっても、広告掲載等を取り消すことができる。この場合において、広告主に損害が発生しても、市及び協会はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 広告主が市又は協会の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が知立市広告掲載基準に規定する制限業種に該当するとき。
- (4) 広告が第4条に該当するとき。
- (5) その他会長が広告掲載を不適切と認めるとき。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、広告の内容及びその他広告掲載等に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、掲載した広告に関連して第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知立市広告掲載等実施要綱及び知立市広告掲載基準に準ずるほか、必要に応じて会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

知立市観光協会ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知立市観光協会ホームページ（以下「協会ホームページ」という。）に広告を掲載する手続等について、知立市観光協会広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「広告」とは、文字又は画像で表示された情報及び掲載の承諾を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 協会ホームページに掲載する広告は、バナー広告（広告主の指定するホームページにリンクする広告をいう。以下同じ。）及び記事広告（文字又は画像で表示された情報による広告をいう。以下同じ。）とする。

(広告の位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置は、次の表の左欄に掲げる広告の種類に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとし、掲載する枠数は、掲載状況に応じ知立市長（以下「市長」という。）が定めるものとする。

広告の種類	掲載する位置
バナー広告	協会ホームページトップページ下部で、市長が定める位置
記事広告	グルメ、お土産・特産、宿泊各ページ内で、市長が定める位置

(広告の規格)

第5条 バナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ 縦160ピクセル×横600ピクセル

形式 J P E G ・ P N G

データ容量 5 K B 以下

その他 画像のスライス（分割）不可

2 記事広告の規格は、原則として次のとおりとする。

カテゴリー グルメ、お土産・特産、宿泊

画像	縦450ピクセル×横600ピクセル 5枚以内
画像形式	J P E G ・ P N G
掲載内容	おすすめポイント、住所、電話番号、営業時間、定休日 お店の紹介、リンク先URL

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1月を単位とし、広告主が指定することができる。ただし、年度をまたぐ期間を指定することはできないものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

2 広告掲載料は、月額とし、掲載期間が1月未満の場合は1月として計算する。ただし、4月から翌年3月までの12月を指定して掲載する場合は、年額とする。

3 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第8条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載が不可能となったときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した日の属する月の翌月以後の納付済月額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には、加算金は付さない。

(広告の募集)

第9条 広告の募集は、協会ホームページ及び知立市ホームページで行うものとする。

(応募資格)

第10条 広告の掲載を応募できる者は、次の各号に掲げる広告の種類に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1) バナー広告 自社のホームページを有する者で、広告の掲載を希望するもの。ただし、知立市広告掲載等実施要綱（以下「市要綱」という。）及び知立市広告掲載基準（以下「市基準」という。）において規定されている対象外の広告及び業種又は事業者はこの限りでない。

(2) 記事広告 知立市（以下「市」という。）に店舗を有する事業者で、その事業内容が第5条第2項に定めるカテゴリーに合致するもの。ただし、市

要綱及び市基準において規定されている掲載対象外の広告及び業種又は事業者はこの限りでない。

(広告掲載の申込み)

第11条 協会ホームページへの広告掲載希望者は、広告掲載申込書(様式第1。以下「申込書」という。)に広告案を添えて、市長が指定する期間内に申し込むものとする。

2 市長は、必要に応じて、掲載に関する資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定等)

第12条 市長は、前条の申込みがあったときは、広告掲載希望者及び広告内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査により第5条に掲げる規格及び第10条に掲げる資格を満たすと認められる広告掲載希望者の数が広告の募集枠数を超えるときは、掲載を希望する期間が長いものから順次に決定するものとする。

3 前項の規定によっても決定しないときは、抽選により決定する。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載(不掲載)決定通知書(様式第2)により広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告主は、市長が指定する期日までに、広告原稿を市長に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

3 市長は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容、デザイン又はリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反し、若しくは違反するおそれがあり、又は知立市観光協会ホームページ広告掲載要綱(以下「観光協会ホームページ広告要綱」という。)若しくはこの要領の規定に抵触すると認める場合は、広告主に対し、広告内容の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第14条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載申込内容変更届(様式第3)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) リンク先を変更するとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、申込書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載申込内容変更届が提出された場合は、第12条第1項の規定の例により審査し、変更の可否を決定するものとする。

3 市長は、内容変更の可否を決定したときは、その結果について広告掲載申込内容変更決定通知書（様式第4）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取消し）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への通知その他何らの手続をすることなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が第7条第3項の期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 広告主が第13条第1項の期日までに広告原稿を提出しないとき。

(3) 広告主が第13条第3項の規定により求められた広告内容の修正を行わないとき。

(4) 観光協会ホームページ広告要綱第8条各号のいずれかに該当すると認められたとき。

(5) その他協会ホームページへの広告掲載が適当でないと市長が判断したとき。

2 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、広告掲載取消通知書（様式第5）により、当該広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第16条 広告主は、自己都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

（会長への通知）

第17条 市長は、第12条による広告掲載、第14条による広告内容等の変更及び第15条による広告掲載の取消しについて決定した場合は、速やかに知立市観光協会会長（以下「会長」という。）に報告するものとする。

（委任）

第18条 この要領に定めるもののほか、広告を掲載する手続等に関し必要な事項は市長が定める。

- 1 この要領は、平成26年2月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成26年3月31日までの間に掲載する広告に係る広告掲載料は、第7条及び別表の規定にかかわらず、無料とする。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

別表（第7条関係）

広告の種類	広告掲載料（月額）	広告掲載料（年額）
バナー広告	1 枠 3,000円	1 枠 30,000円
記事広告	1 枠 1,000円	1 枠 10,000円

様式第 1 (第 1 1 条関係)

広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 知立市長

申込者 住所 _____

氏名(法人名) _____ 印

担当者名 _____

電話番号 _____

E-mail _____

知立市観光協会ホームページ広告掲載要領第 1 1 条の規定に基づき、広告案を添えて、次のとおり申込みます。

広告の種類	<input type="checkbox"/> バナー広告 <input type="checkbox"/> 記事広告
バナー広告の内容	店名： 業務内容： 自社のHPへのリンク先URL： 自社のHP内容： ※広告図案及びその画像ファイルを添付してください。
記事広告の内容	※掲載内容記載様式に記入してください。
掲載する 広告媒体名	媒体名：知立市観光協会ホームページ リンク先URL： http://www.chiryu-kanko.com/
掲載希望 期 間	(か月間) 年 月 日 から — 年 月 日
備 考	

様式第1-2 (第11条関係)

記事広告掲載内容記載様式

おすすめポイント	
住所	知立市
電話番号	
営業時間	
定休日	
お店の紹介	
その他掲載を希望すること	
リンク先URL	http://

様式第3（第14条関係）

広告掲載申込内容変更届

年 月 日

（あて先）知立市長

申込者 住所 _____

氏名（法人名） _____ 印

担当者名 _____

電話番号 _____

E-mail _____

知立市観光協会ホームページ広告掲載要領第14条の規定に基づき、次のとおり変更したいので届け出ます。

広告の種類	<input type="checkbox"/> バナー広告 <input type="checkbox"/> 記事広告
広告の内容	<input type="checkbox"/> 店名： <input type="checkbox"/> 業務内容： <input type="checkbox"/> 自社のHPへのリンク先URL： <input type="checkbox"/> 自社のHP内容： <input type="checkbox"/> バナー広告（JPEG又はPNG形式にて添付してください） <input type="checkbox"/> 記事広告（掲載内容記載様式を添付してください）
備 考	

知立市観光協会ホームページ広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、知立市観光協会ホームページ（以下「協会ホームページ」という。）に民間事業者等の広告を掲載するに当たり、その広告表現に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 協会ホームページに掲載する広告は、知立市観光協会広告掲載要綱（以下「要綱」という。）、知立市観光協会ホームページ広告掲載要領（以下「要領」という。）、知立市広告掲載等実施要綱（以下「市要綱」という。）及び知立市広告掲載基準（以下「市基準」という。）の規定に基づいた広告表現でなければならない。

2 前項の規定に反する場合、知立市観光協会会長（以下「会長」という。）は広告の掲載を希望する者に対し、是正を求めることができる。

(委任)

第3条 このガイドラインに定めるもののほか、広告表現に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

このガイドラインは、平成26年2月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和6年1月1日から施行する。